

2024年1月25日

各 位

会 社 名 光フードサービス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大谷 光徳
(コード番号:138A 東証グロース・名証ネクスト)
問 合 せ 先 取締役管理部長 石田 央
(TEL 052-581-8090)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2024年1月25日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場及び名古屋証券取引所ネクスト市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 320,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (2024年2月8日の取締役会で決定する。) |
| (3) 払 込 期 日 | 2024年2月27日 (火曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2024年2月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、東海東京証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、岡三証券株式会社、極東証券株式会社、楽天証券株式会社及び水戸証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発 行 価 格 | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2024年2月19日に決定する。) |
| (7) 申 込 期 間 | 2024年2月20日 (火曜日) から
2024年2月26日 (月曜日) まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (9) 株 式 受 渡 期 日 | 2024年2月28日 (水曜日) |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 48,000株 (上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
東海東京証券株式会社 48,000株 (上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定 (上記1. における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- | | | |
|----------|------|-------------------------------|
| ① 募集株式の数 | 普通株式 | 320,000株 |
| ② 売出株式数 | 普通株式 | オーバーアロットメントによる売出し 48,000株 (※) |
- (2) 需要の申告期間 2024年2月9日（金曜日）から
2024年2月16日（金曜日）まで
- (3) 価格決定日 2024年2月19日（月曜日）
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 募集・売出期間 2024年2月20日（火曜日）から
2024年2月26日（月曜日）まで
- (5) 払込期日 2024年2月27日（火曜日）
- (6) 株式受渡期日 2024年2月28日（水曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、東海東京証券株式会社が当社株主である大谷光徳（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、東海東京証券株式会社は、48,000株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュューオプション」という。）を、2024年3月21日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、東海東京証券株式会社は、2024年2月28日から2024年3月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所又は名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	672,000株
公募による増加株式数	320,000株
増加後の発行済株式総数	992,000株

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額581,800千円（*）については、①設備資金及び②運転資金として以下のとおり充当する予定であります。

①設備資金

事業拡大による新規出店のための建物・構築物に係る費用として565,215千円（2024年11月期124,215千円、2025年11月期189,000千円、2026年11月期252,000千円）を充当する予定であります。

②運転資金

新規出店に伴う消耗品等の購入に係る費用として10,000千円（2024年11月期10,000千円）を充当する予定であります。

新規出店に伴う採用教育に係る費用（求人広告媒体に係る費用及び人材紹介に係る費用）として3,585千円（2024年11月期3,585千円）を充当する予定であります。

販売促進等に係る費用（販売促進費及び広告宣伝費）として3,000千円（2024年11月期3,000千円）を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等にて運用する予定であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格2,000円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を行うことを重要な経営課題と認識しておりますが、現状において成長過程であり、さらなるブランド強化、人財確保、経営基盤の強化等、まずは内部留保の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考え、創業以来配当を実施しておらず、当面は同様の状況が続くものと考えております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、店舗の新設及び改装費のほか、今後の事業展開のための人財の採用や教育など、将来の利益に貢献する有効な投資資金として活用する所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

株主への利益還元は重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を鑑みつつ、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2020年11月期	2021年11月期	2022年11月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△44,028.81円	60.38円	93.57円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	—	47.9%	47.0%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値です。なお、2020年11月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失を計上しているため、記載していません。
4. 当社は、2023年10月23日開催の取締役会決議により、2023年10月31日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。2021年11月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(2008年4月4日付名証自規G第8号)に基づき、2020年11月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、2020年11月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

	2020年11月期	2021年11月期	2022年11月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△73.38円	60.38円	93.57円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行に関連して、貸株人である大谷光徳並びに当社株主である株式会社エム・カンパニー、中島翔太及び石田央は、東海東京証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2024年8月25日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、上記2.のオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は東海東京証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は東海東京証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、東海東京証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。